第２次
ごみ減量アクションプラン

～チームにらさきで取り組む５％ごみ減量～

韮崎市市民生活課

（令和３年３月作成）

～　目　次　～

第１章　「第２次ごみ減量アクションプラン」策定にあたって
１．策定の趣旨　・・・　１
２．ごみ減量アクションプランの位置付け　・・・　２
３．ごみ減量アクションプランの計画期間　・・・　２
４．ごみ減量アクションプランの削減目標　・・・　３

第２章　ごみ排出量の現状
１．ごみ排出量の現状
（１）家庭系ごみ（生活系ごみ）　・・・　４
（２）粗大ごみを除いた家庭系ごみ　・・・　５
（３）事業系ごみ　・・・　６
２．１人１日あたりのごみ排出量の実績　・・・　７
３．リサイクル率の実績　・・・　８
４．ごみ処理経費の実績　・・・　９
５．生ごみ処理機等購入費補助金交付実績　・・・１０
６．ごみの成分分析　・・・１１
７．事業系ごみのアンケート結果　・・・１２

第３章　ごみの減量化に向けた取組
１．減量化に向けた役割　・・・１７
２．主な取組の体系　・・・１８
３．具体的な取組の内容
アクション１　みんなで取り組む「ごみを減らして資源物を増やそう」運動
（１）ごみの減量化を図り、資源リサイクル率を上げる取組　・・・２０
（２）適切な生ごみの処理方法や水切り具の配布などを行う取組　・・・２７
（３）食品ロスに対する取組　・・・２９
アクション２　「事業系ごみをきちんと分別しよう」運動
（４）事業系ごみの減量化や家庭系ごみの混入を削減する取組　・・・３１
（５）イベントから出るごみの分別を行う取組　・・・３４
アクション３　ごみの処理方法や経費などの「見える化」の実践
（６）様々な「見える化」の取組　・・・３５

第４章　今後の課題　・・・３６

第５章　ごみ減量アクションプランの進捗管理　・・・３７

第１章　「第２次ごみ減量アクションプラン」策定にあたって

１．策定の趣旨

本市では、平成２７年に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、自然豊かな韮崎市を次世代に引き継ぐため、～もったいないから始めるごみ減量～をスローガンに具体的な取組を行ってきました。

その結果、ごみ及び資源物の総排出量は減少傾向に、また、ミックス紙の回収量は増加するなどの成果を得ることができましたが、１人１日あたりの排出量についてはほぼ横ばいであり、一人ひとりのごみ減量に対する意識の向上に課題があることも明確になりました。

ごみの減量化や資源物の分別は、温室効果ガスの発生を抑制するなど環境負荷を低減させ、循環型社会の構築に大きな役割を担っております。

国においては、昨年、「２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、クリーン社会の実現に向けた政策の転換期となっています。

本市においても、山梨県及び県内全市町村が共同で行った２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた「ゼロカーボンシティ」の表明に伴い、温室効果ガスの削減、公共施設の省エネルギー化や非化石エネルギーの普及促進、環境教育の推進など、ＳＤＧｓの理念を参考にした施策の拡大を図ることとしております。

このような現状を踏まえ、前アクションプランを発展させた「第２次ごみ減量アクションプラン」を策定し、市民、事業者、市の協働により、さらなるごみの減量化や資源物の分別について推進していきます。

～目標１２　持続可能な消費と生産～

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、２０１５年９月の国連サミットにて全会一致で採択。「誰一人残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、２０３０年を年限とする１７の国際目標です（その下に、１６９のターゲット、２３２の指標が決められています。）。

2．ごみ減量アクションプランの位置付け

ごみの減量化に向け、本市の最上位計画である「韮崎市第７次総合計画」や他の関連計画と整合性を図った具体的な行動計画に位置付けるものです。

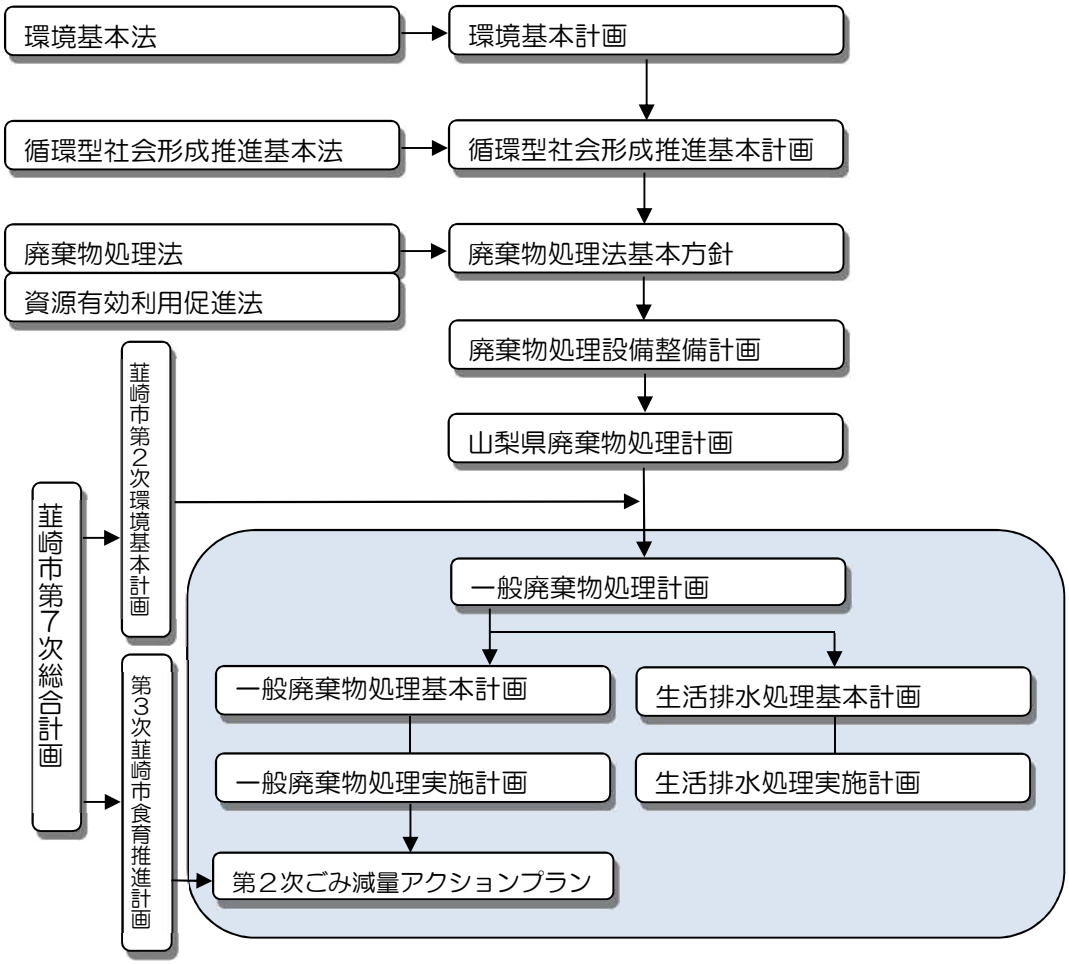

3．ごみ減量アクションプランの計画期間

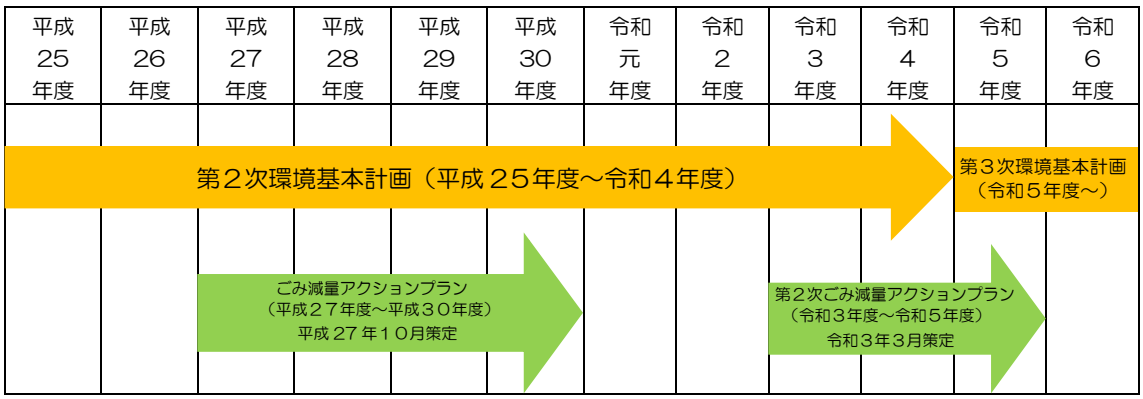

４．ごみ減量アクションプランの削減目標

『チームにらさきで取り組む５％ごみ減量』
～１人１日あたり 30ｇ削減しよう～

１人１日あたりのごみ排出量を、令和元年度 550ｇと比較して令和５年度までに約５％削減の 520ｇに、粗大ごみを除いた排出量については、令和元年度 533ｇを令和５年度までに 507ｇとすることを目標とします。

「第２次ごみ減量アクションプラン」では、『チームにらさきで取り組む５％ごみ減量』をスローガンに、特に資源物の適正な分別や事業者に対する施策を強化し、市民・事業者・市の三者が一体となり「チームにらさき」として推進していきます。

＜ワンポイント＞

Q．30ｇってどのくらい？

A．削減目標の 30ｇは、

・大さじ２杯の水

・牛乳パック（500ml）２個分

・レジ袋７枚分

30ｇ削減するために、市民一人ひとりがごみの減量を意識して、水切りの徹底や、資源物の分別をしっかりしましょう。

Q．５％削減することによりごみ処理経費がどのくらい抑えられるの？

A．峡北広域環境衛生センターの処理費用は、「均等割（１０％）＋人口割（４０％）＋処理量割（５０％）」の割合で韮崎市・北杜市・甲斐市が負担しています。

目標を達成することで、処理割を大きく抑えることができ、約８００万円の経費が削減できます。

第２章　ごみ排出量の現状

１．ごみ排出量の現状

（１）家庭系ごみ（生活系ごみ）

家庭系ごみ及び資源物の排出量は、減少傾向にあります。

家庭系ごみは、平成２７年度の7,０１１トンから令和元年度には6,５８６トンになり、４２５トン（約６％）減少しました。

また、資源物は、平成２７年度の７８９トンから令和元年度には６５５トンになり、１３４トン（約１７％）減少しています。

要因として、人口減少による排出量の低下が考えられますが、資源物については、利便性の高いスーパーマーケットなどの店頭回収が浸透し、排出先が変化したことも考えられます。

≪図１　家庭系ごみ（生活系ごみ）排出量の推移≫

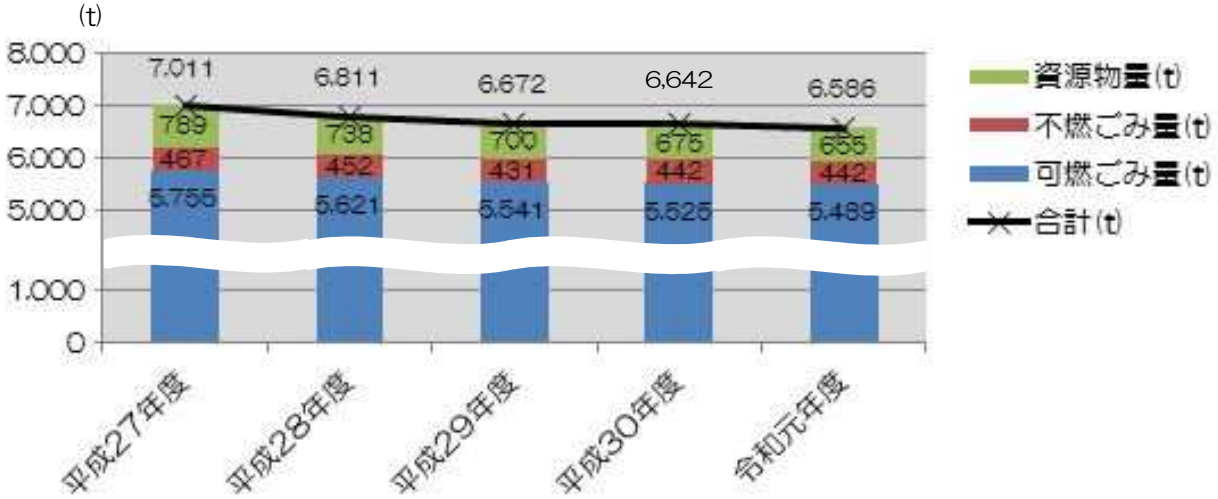

≪表１　家庭系ごみ（生活系ごみ）排出量の推移≫

	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)	資源物量(t)	合計(t)
平成 27 年度	5,755	467	789	7,011
平成 28 年度	5,621	452	738	6,811
平成 29 年度	5,541	431	700	6,672
平成 30 年度	5,525	442	675	6,642
令和元年度	5,489	442	655	6,586

※可燃ごみ量、不燃ごみ量は、各地区のごみステーションからの収集量
※資源物量は、各地区及び拠点収集場所からの収集量

（２）粗大ごみを除いた家庭系ごみ

粗大ごみは、常時排出されるものではなく、生活様式の変化や災害等の様々な要因で数値が変化しやすいため、日常的な暮らしの中で排出される可燃物、不燃物及び資源物の排出量を下記に示します。

粗大ごみを除いた家庭系ごみの排出量についても減少傾向が見られます。要因としては、家庭系ごみ全体と同様に人口減少による排出量の低下が考えられますが、全体に占める粗大ごみの割合は年々増加しています。

≪図２　粗大ごみを除いた家庭系ごみ排出量の推移≫

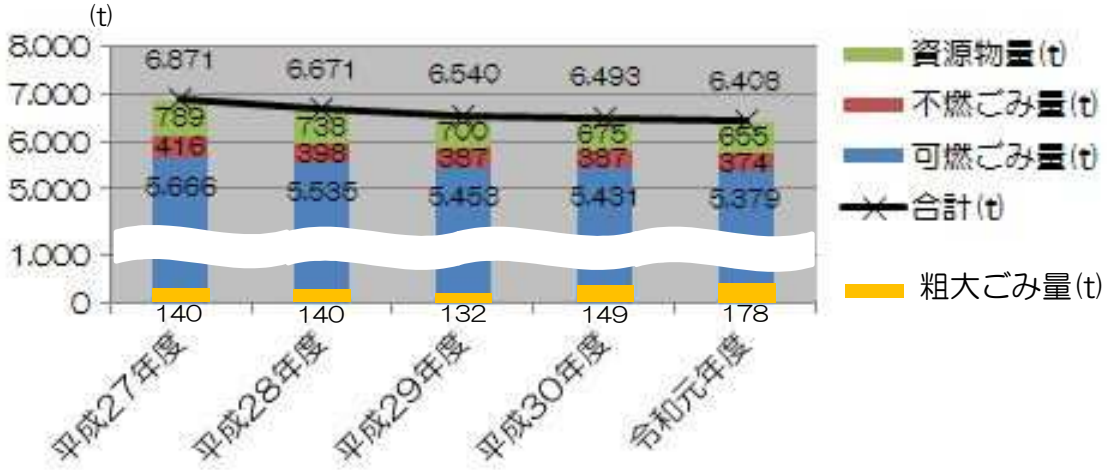

≪表２　粗大ごみを除いた家庭系ごみ（生活系ごみ）排出量の推移≫

	可燃ごみ量 (t)	不燃ごみ量 (t)	資源物量 (t)	合計(t)	粗大ごみ (t)	表１との比較 (%) （全体に占める粗大ごみ
平成 27 年度	5,666	416	789	6,871	140	2.0%
平成 28 年度	5,535	398	738	6,671	140	2.1%
平成 29 年度	5,453	387	700	6,540	132	2.0%
平成 30 年度	5,431	387	675	6,493	149	2.3%
令和元年度	5,379	374	655	6,408	178	2.8%

※可燃ごみ量、不燃ごみ量は、各地区のごみステーションからの収集量
※資源物量は、各地区及び拠点収集場所からの収集量

（３）事業系ごみ

市内事業所から、峡北広域環境衛生センターに搬入された可燃・不燃ごみの実績を下記に示します。

平成２７年度の2,９８６トンが一番多く、平成２８年度に減少しそれ以降の令和元年度まで横ばいで推移しています。

これは、「第１次ごみ減量アクションプラン」策定による周知啓発や、「２０・１０運動」などの施策が浸透した結果と考えられます。

事業者はその規模に関わらず、個人事業主にあってもごみ排出量の削減や、資源物の分別意識の向上を図る必要があります。

≪図３　事業系ごみ排出量の推移≫

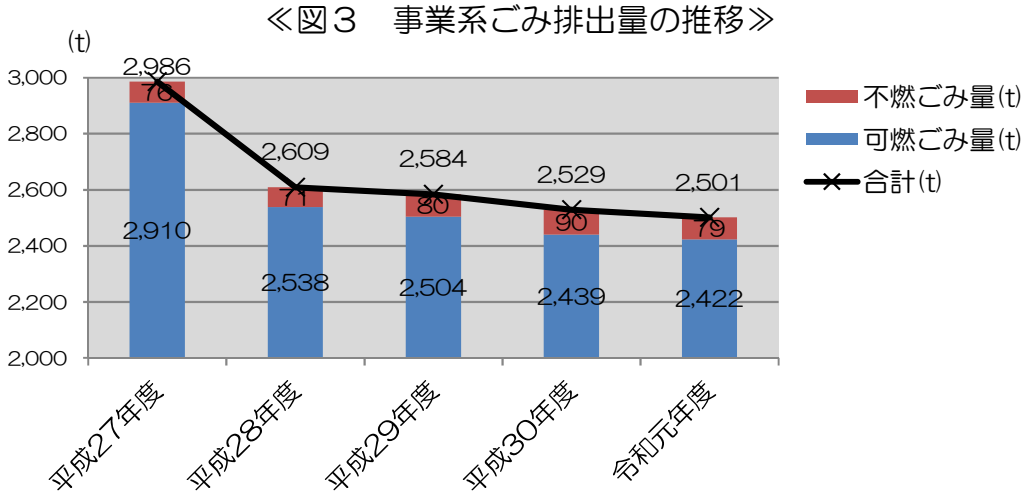

≪表３　事業系ごみ排出量の推移≫

	可燃ごみ量(t)	不燃ごみ量(t)	合計(t)
平成 27 年度	2,910	76	2,986
平成 28 年度	2,538	71	2,609
平成 29 年度	2,504	80	2,584
平成 30 年度	2,439	90	2,529
令和元年度	2,422	79	2,501

※可燃ごみ量、不燃ごみ量は、事業者が直接、峡北広域環境衛生センターに搬入、または許可事業者により搬入された量

２．１人１日あたりのごみ排出量の実績

１人１日あたりのごみ排出量は、家庭系ごみの減少傾向とは異なり、ほぼ横ばいで推移しています。

ごみの減量化には、一人ひとりの排出量削減が喫緊の課題であることが明確になりました。

普段の生活から、削減に向けた商品の購入や資源物の分別など、今まで以上に取り組む必要があります。

≪図４　１人１日あたりの排出量の推移≫

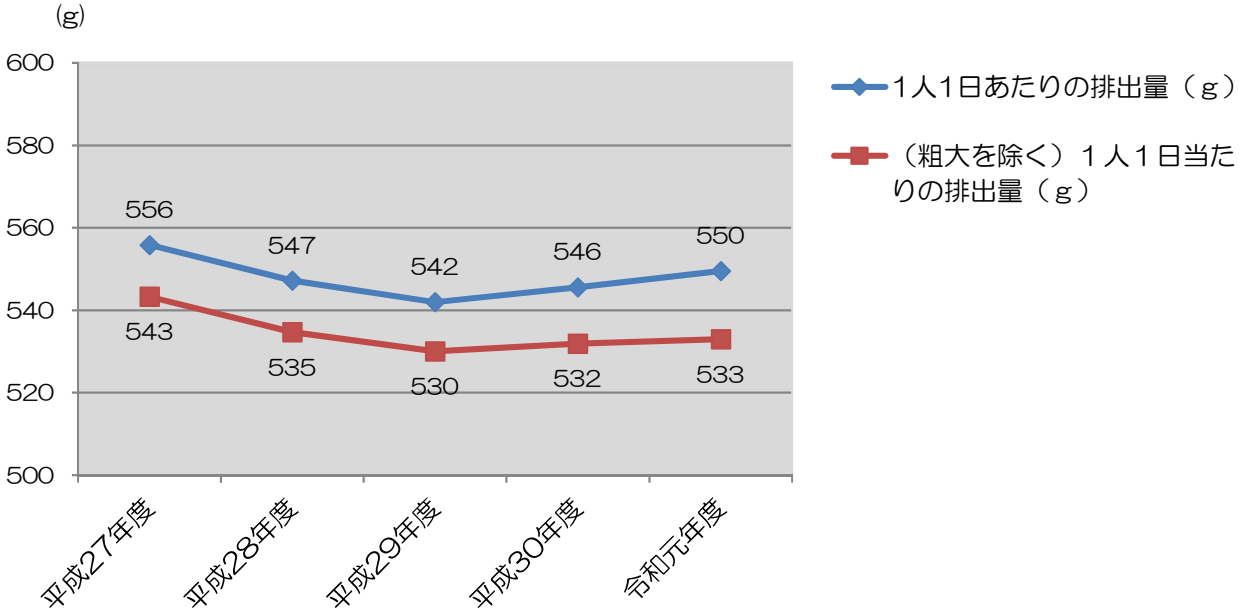

≪表４　１人１日あたりの排出量の推移≫

	人口(人)	ごみ排出量計(t)	（粗大を除く）ごみ排出量計(t)	１人１日あたりの排出量(g)	（粗大を除く）１人１日あたりの排出量(g)
平成 27 年度	30,668	6,222	6,082	556	543
平成 28 年度	30,404	6,073	5,933	547	535
平成 29 年度	30,191	5,972	5,840	542	530
平成 30 年度	29,966	5,967	5,818	546	532
令和元年度	29,568	5,931	5,753	550	533

※人口は、各年度４月１日の人口（外国人登録者含む）
※ごみ排出量計は、資源物を除いた各地区のごみステーションから収集した可燃ごみと不燃ごみの収集量
※（粗大を除く）ごみ排出量計は、資源物と粗大ごみを除いた各地区のごみステーションから収集した可燃ごみと不燃ごみの収集量

３．リサイクル率の実績

家庭から出る資源物の回収量は減少傾向にあります。

リサイクル率は、平成２７年度の１１.３％が最も高く、令和元年度には９.９％となっており、１.４％減少しています。

これは、スーパーマーケットの店頭などで行われている回収ボックスによる収集が浸透したことが考えられます。また、ＩＴ化、スマートフォンやタブレットの普及による情報のペーパーレス化、社会情勢による変化も排出量に大きく影響していることも考えられます。リサイクル率の上昇には、今まで以上に分別意識の向上を図る必要があります。

≪図５　リサイクル率の推移≫

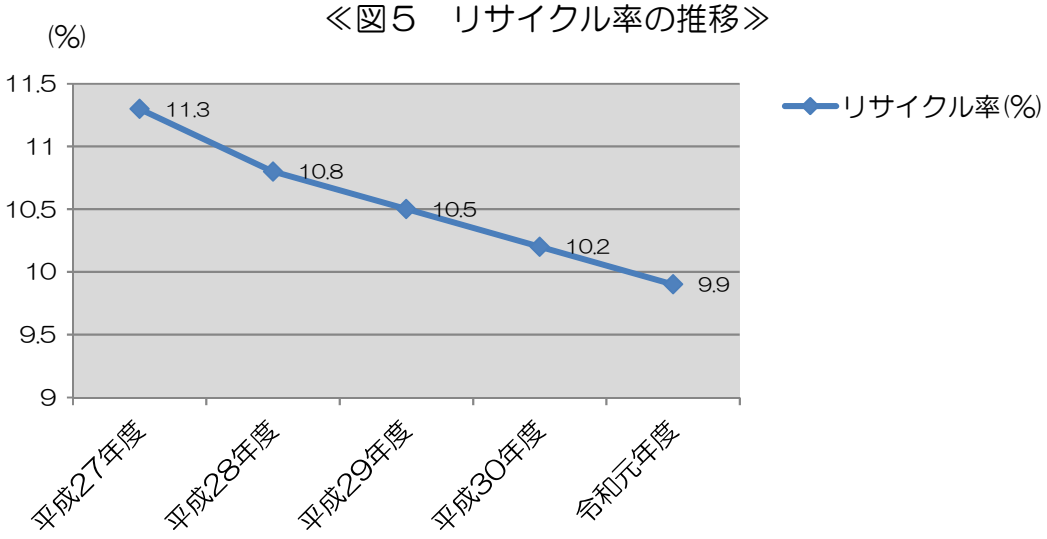

≪表５　リサイクル率の推移≫

	資源物収集量(t) （A）	ごみ総排出量(t) （B）	リサイクル率(%) （A/B）
平成 27 年度	789	7,011	11.3
平成 28 年度	738	6,811	10.8
平成 29 年度	700	6,672	10.5
平成 30 年度	675	6,642	10.2
令和元年度	655	6,586	9.9

※資源物収集量は、各地区及び拠点収集場所からの収集量
※ごみ総排出量は、各地区のごみステーションの可燃ごみと不燃ごみの収集量及び各地区及び拠点収集場所の資源物収集量
※リサイクル率は、「資源物収集量/ごみ総排出量×100」により算出

４．ごみ処理経費の実績

本市が負担している一般廃棄物の処理経費には、ごみ処理施設を維持、管理するための運営費と、新ごみ処理施設建設に向けた建設費などがあり、それぞれ均等割、人口割、処理量割の負担割合によって、韮崎市・北杜市・甲斐市が経費を負担しています。この負担金のほか、各地区ごみステーションから峡北広域環境衛生センターへの収集運搬費があり、年々増加傾向にあります。

増加の要因は、施設の運営にかかる負担金の増加によるところが大きいため、処理に係る経費を削減するためにも、ごみの排出量削減と資源物の分別に取り組む必要があります。

≪図６　ごみ処理に係る経費の実績≫

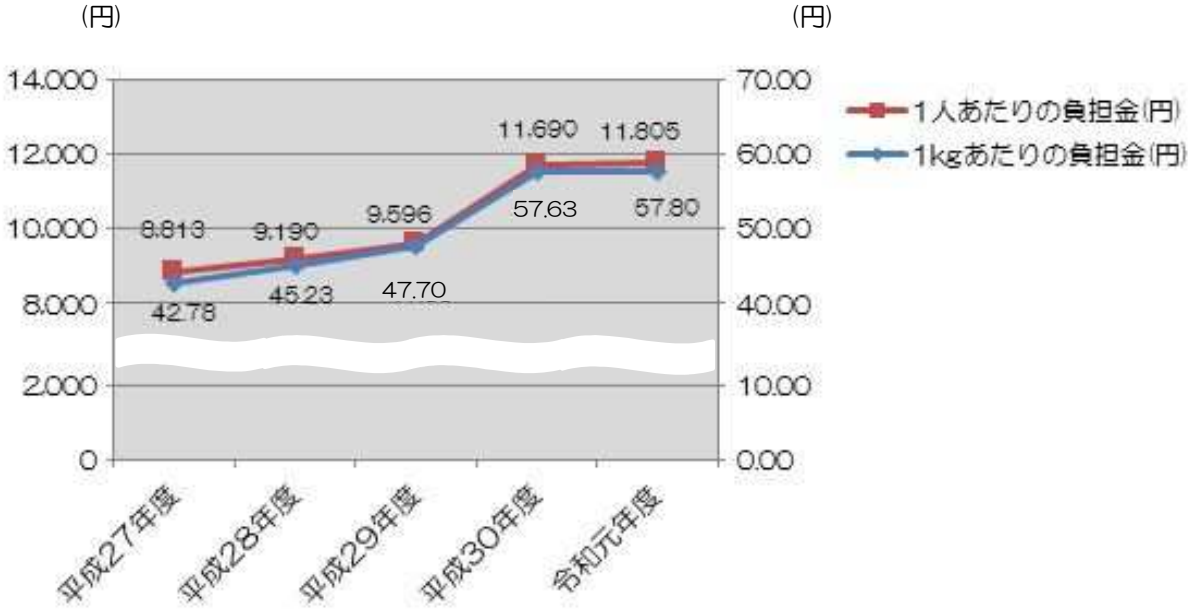

≪表６　ごみ処理に係る経費の実績≫

	ごみ処理に係る経費計(千円)	ごみ搬入量(t)	人口(人)	1kg あたりの負担金(円)	1 人あたりの負担金(円)
平成 27 年度	270,280	6,318	30,668	42.78	8,813
平成 28 年度	279,398	6,177	30,404	45.23	9,190
平成 29 年度	289,710	6,074	30,191	47.70	9,596
平成 30 年度	350,313	6,079	29,966	57.63	11,690
令和元年度	349,056	6,039	29,568	57.80	11,805

※ごみ処理に係る経費計は、各地区のごみステーションから峡北広域環境衛生センターまでの収集運搬委託料と峡北広域環境衛生センターの運営費負担金
※ごみ搬入量は、峡北広域環境衛生センターに搬入された本市から出る各地区のごみステーションの可燃ごみと不燃ごみの収集量及び自己搬入による搬入量

5．生ごみ処理機等購入費補助金交付実績

生ごみの自家処理を行い、ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効活用を図るため、平成８年度から家庭用生ごみ処理機の購入に際し補助を行っており、平成２８年度には、生ごみ処理容器を補助対象に加えています。交付件数は増減を繰り返しており、今後もさらに普及啓発に取り組む必要があります。

≪図７　生ごみ処理機等購入費補助金交付実績≫

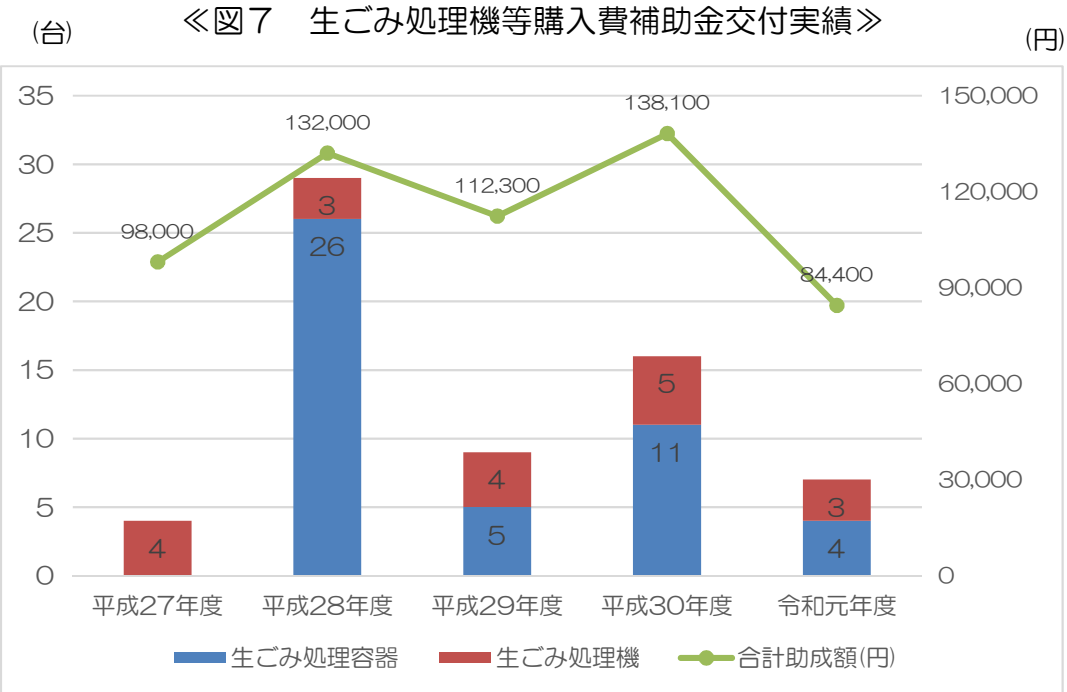

≪表７　生ごみ処理機等購入費補助金交付実績≫

	生ごみ処理機 交付件数(件)	生ごみ処理容器 交付件数(件)	合計台数	補助金額 (円)
平成 27 年度	4	実施無し	4	98,000
平成 28 年度	3	26	29	132,000
平成 29 年度	4	5	9	112,300
平成 30 年度	5	11	16	138,100
令和元年度	3	4	7	84,400

※補助金額
（交付開始日～令和３年３月 31 日まで）
生ごみ処理機（購入費の 1/2　上限 25,000 円）、生ごみ処理容器（購入費の 1/2　上限 3,000 円）
（令和３年４月１日～）
生ごみ処理機（購入費の 1/2　上限 20,000 円）、生ごみ処理容器（購入費の 1/2　上限 3,000 円）

６．ごみの成分分析

前アクションプラン実施前と実施後の成分分析結果を下記に示します。

排出されたごみの９９％以上は可燃ごみとして処理できるものであり、故意による不燃物の混入は見受けられませんでした。このため、可燃ごみ・不燃ごみという区分けでの分別は浸透が図られていると考えられます。

成分割合としては、紙類が約３５％であり資源物の混入が多く、また厨芥類が約４０％と、水分を含んだ生ごみが大半を占めていました。

この現状を踏まえ、「第２次ごみ減量アクションプラン」では、「４Ｒの取組」と「生ごみの捨て方」を重点課題として取り組むこととします。

≪図８　ごみの成分分析の推移≫

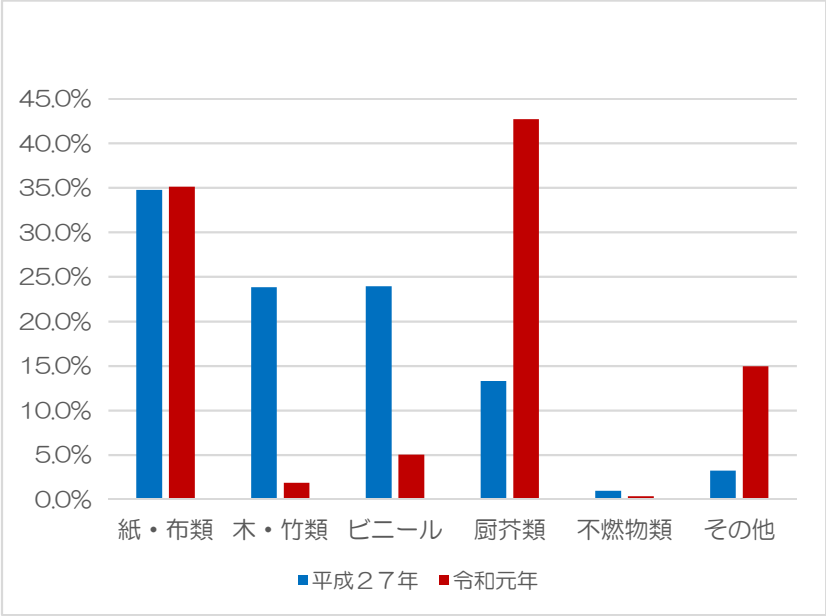

≪表８　ごみの成分分析の推移≫

平成２７年６月～８月分析結果
（ごみ減量アクションプラン実施前）

種類組成	重量（kg）	割合（%）
紙・布類	324.9	34.8%
木・竹類	222.7	23.8%
ビニール	223.7	23.9%
厨芥類	124.3	13.3%
不燃物類	9.1	1.0%
その他	30.3	3.2%
計	935.0	100.0%

令和元年８月分析結果
（ごみ減量アクションプラン実施後）

種類組成	重量（kg）	割合（%）
紙・布類	30.1	35.1%
木・竹類	1.6	1.9%
ビニール	4.3	5.0%
厨芥類	36.6	42.7%
不燃物類	0.3	0.4%
その他	12.8	14.9%
計	85.7	100.0%

７．事業系ごみのアンケート結果

令和２年８月から９月にかけて実施した、事業系ごみに関するアンケート結果について下記に抜粋して掲載します。

アンケートの回答から、事業系ごみについても減量化やリサイクルに取り組む必要があることを再認識する結果となりました。

この現状を踏まえ、「第２次ごみ減量アクションプラン」では、「事業系ごみの適正処理」を重点課題として取り組むこととします。

≪事業所へのアンケート結果（抜粋）≫

・調査件数及び回答件数

調査発送件数３００件中、回答件数１３７件（回答率 45.7%）

１．事業系ごみの排出方法について

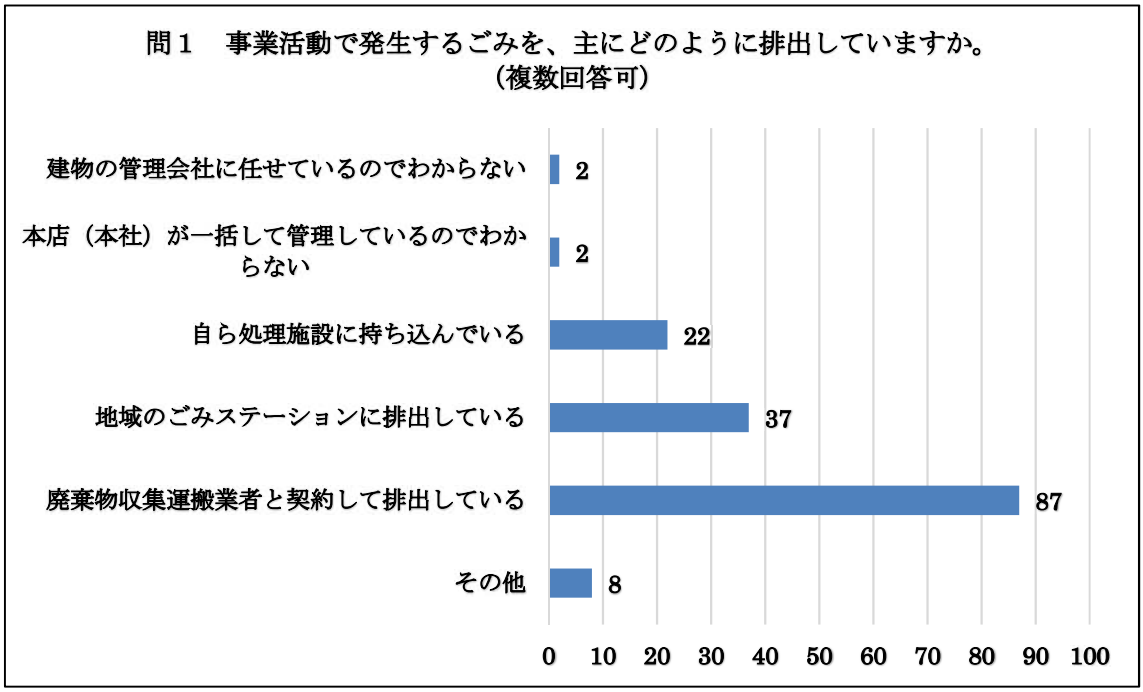

事業活動で発生するごみの排出方法については、地域のごみステーションへ排出している事業所も見受けられました。

【地域のごみステーションに排出している方】

問４
事業系ごみは地域のごみステーションに出してはいけないことになっていますが、このことをご存じでしたか。

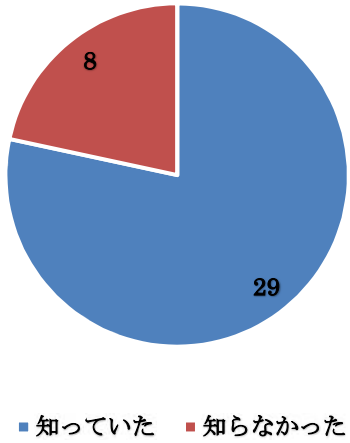

地域のごみステーションへ排出してはいけないことを知っていた事業者が２９件あり、約７８％が知りながらも排出していました。

問５
問４で「１．知っていた」と答えた方にお聞きします。現在、ごみステーションに出している理由を教えてください。

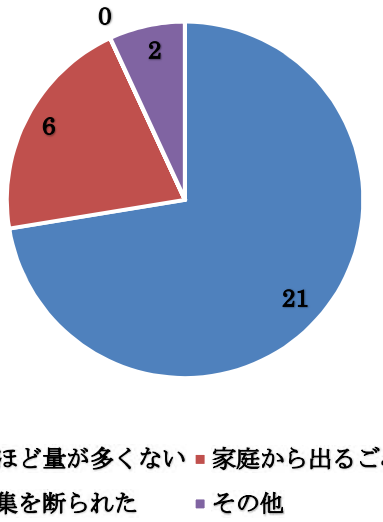

排出してはいけないと知りながら排出していた理由としては、事業系ごみとしてまとめるほど量が多くないということが２１件と一番多く、次いで家庭から出るごみと分けることが難しいという理由が６件ありました。

２．ごみの適正処理・減量化・リサイクルに関する意識・取組について

問１１
あなたの事業所では、ごみ減量やリサイクル推進のための取組を行っていますか。

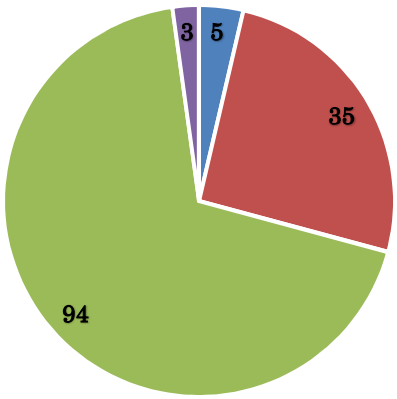

事業所でのごみ減量やリサイクル推進については、全体の９４％である１２９件が積極的又はある程度取り組んでいることが分かります。

問１４
あなたの事業所では、生ごみ（厨芥類）以外のごみ（紙、ビン、缶など）について、どのような取組を行っていますか。※複数回答可

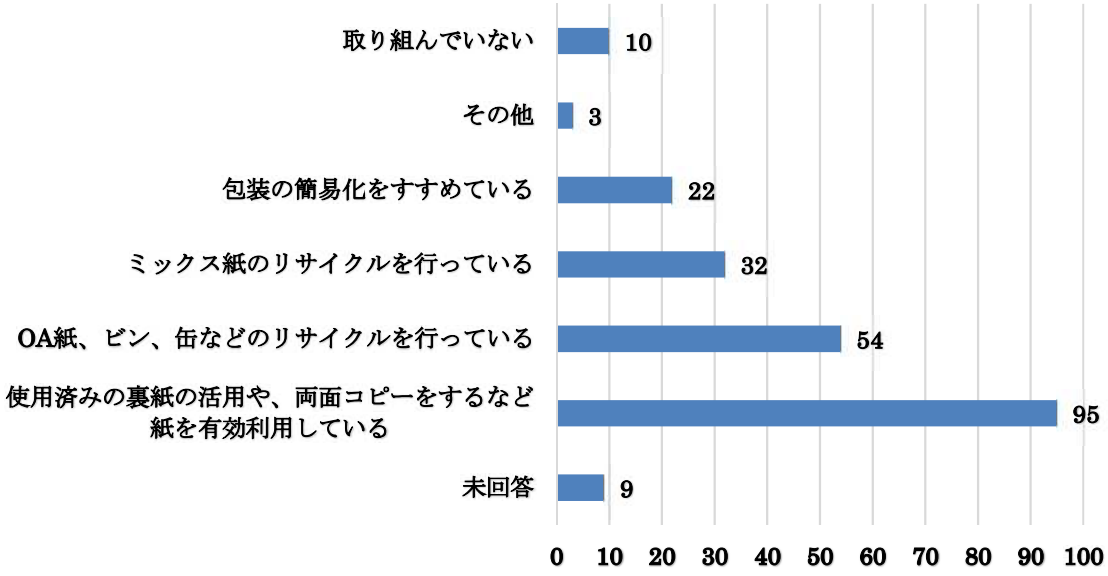

多くの事業所で裏紙の活用や、両面コピーなど紙の有効活用の取組を行っていることが分かります。

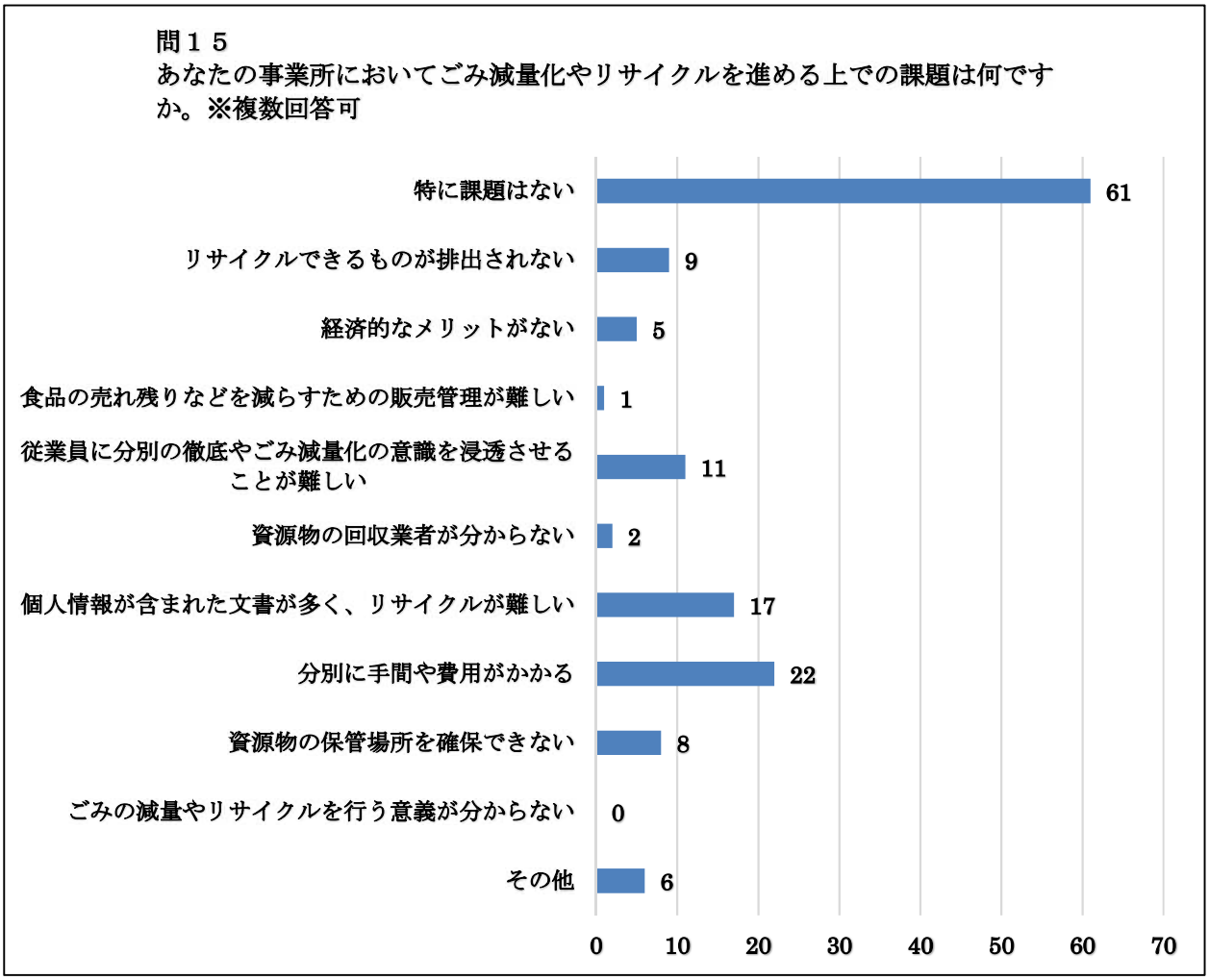

ごみの減量化やリサイクルを進める上での課題については、分別に手間や費用がかかるなどコスト面や意識に関する回答がありました。

問１６
事業系ごみは、事業者の責任により減量化やリサイクルを進めることが原則ですが、
取組を進める上で、行政にどのような施策を期待しますか。※複数回答可

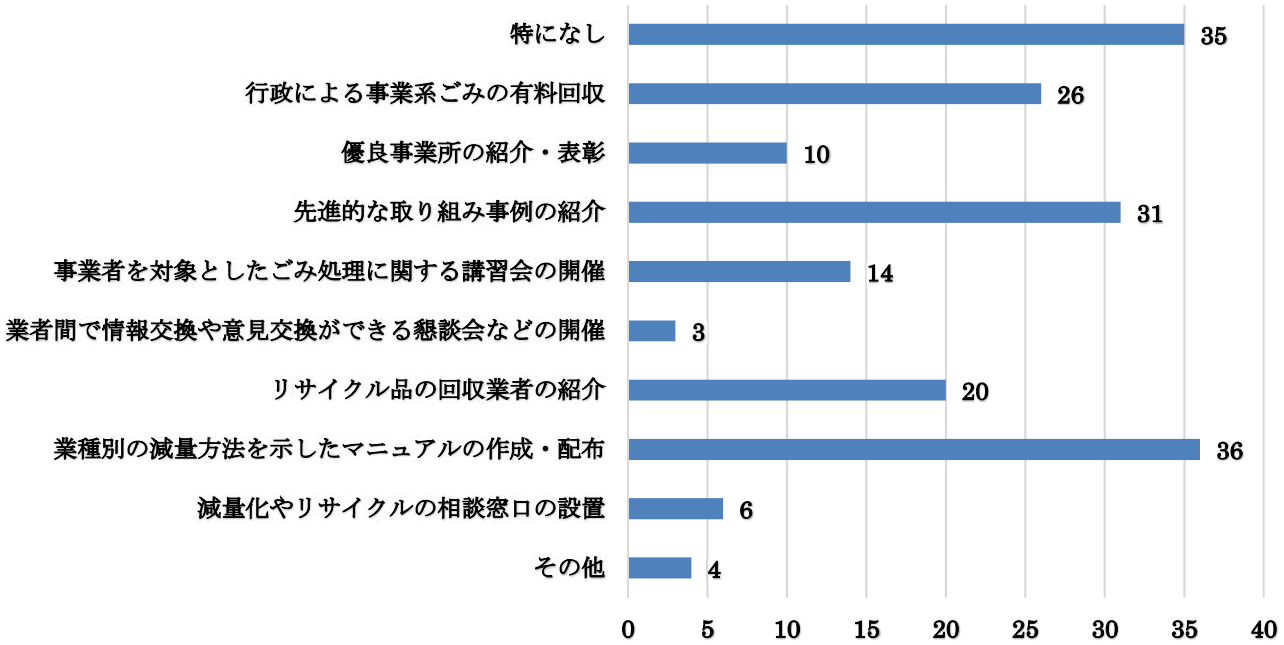

行政に対する施策については、マニュアルの作成・配布が最も多く、先進的な取組事例の紹介なども期待されています。

第３章　ごみの減量化に向けた取組

１．減量化に向けた役割

ごみの減量、資源物の分別などを推進するためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割を果たしつつ一体となり、「チームにらさき」として取り組むことが必要です。

市民・事業者・市の役割は下記のとおりです。

≪市民≫

- 家庭での４Ｒの取り組みや、生ごみの捨て方を見直すなど、様々な取り組みを実践しましょう。

≪事業者≫

- 事業系廃棄物の処理責任に基づき、ごみの適正排出に取り組みましょう。
- 行政及び市民の取組に対し、協力できる体制を構築しましょう。
- 資源化処理方法について確認しましょう。

≪市≫

- 市民・事業者の取組を促進するため、地区のみならず各種団体等に出向き積極的な普及啓発に努めます。
- 排出されたごみを適正に処理します。
- ごみの排出量削減や資源化推進のための具体的方策を検討します。
- 事業系ごみの適正処理について指導します。

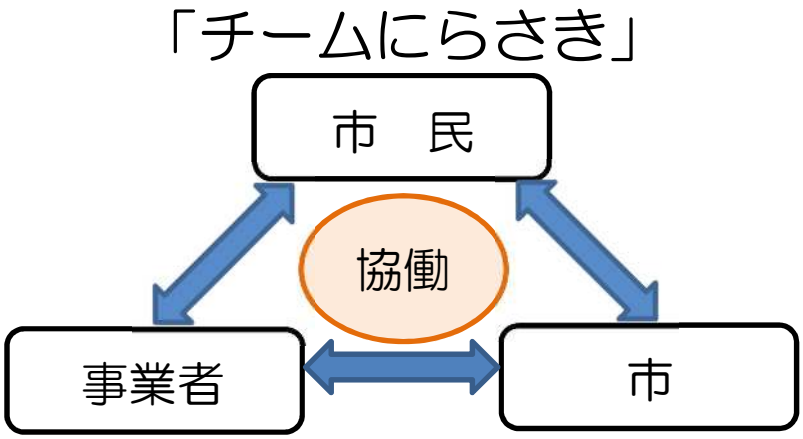

２．主な取組の体系

３つのアクションを柱に取り組んでいきます。

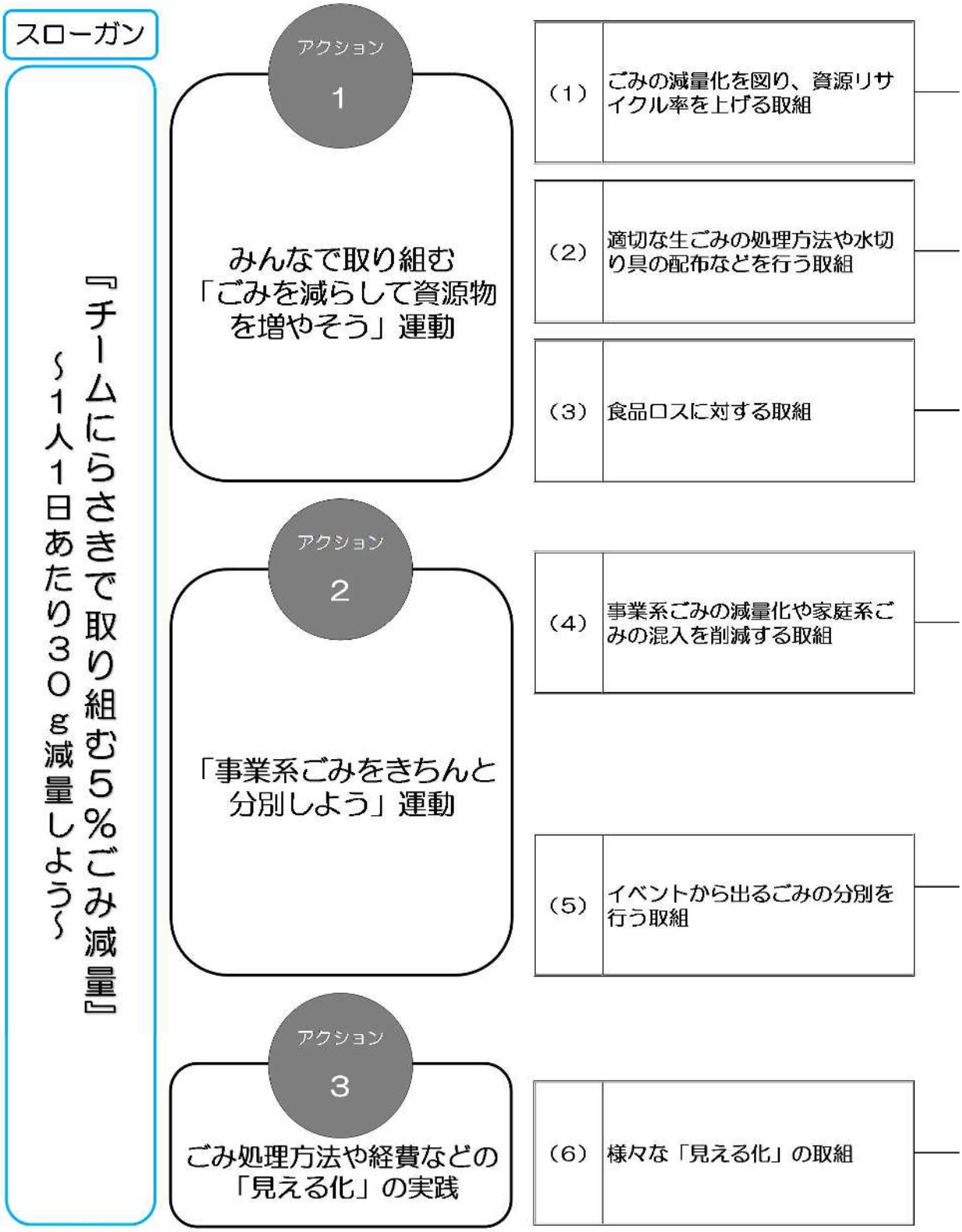

（1）	市民のアクション	・４Ｒに取り組もう（※１）
	市のアクション	・新規ごみの分別マニュアルの作成及び全戸配布 ・市民アンケートの実施 ・エコバックなどの啓発品の配布 ・市民・事業者への情報提供

（2）	市民のアクション	・生ごみの捨て方を見直そう（※２） ・生ごみ堆肥を利用してガーデニングにチャレンジしよう ・イベントで発生した生ごみの水切りをしよう
	市のアクション	・水切りの周知及び水切り具の配布 ・生ごみ処理機等購入費補助金の交付 ・市民への情報提供

（3）	市民のアクション	・「冷蔵庫クリーンデー」を設けよう ・「食べ切れる量」を作ろう ・「２０・１０運動を実践しよう」 ・賞味期限と消費期限を理解しよう
	市のアクション	・食品ロスの少ない使い切りレシピの周知

（4）	事業者のアクション	・事業系ごみの適正処理をしよう（※３） ・資源物の分別を徹底しよう ・減量計画を策定しよう ・事業所内教育を充実しよう ・生ごみの減量をしよう ・リサイクルの推進をしよう
	市のアクション	・「事業系ごみの分け方・出し方マニュアル」の作成及び配布 ・市民・事業者への情報提供 ・大量排出者への減量指導 ・関係部署及び関係団体との連携 ・事業系ごみの適正処理の指導 ・市職員としての行動（意識改革）

（5）	市民のアクション	・ごみの持ち帰りに協力しよう ・地区のお祭りなどでも資源物の分別をしよう
	事業者のアクション	・「イベント分別マニュアル」を活用しよう
	市のアクション	・「イベント分別マニュアル」の活用 ・関係部署及び関係団体との連携

（6）	市民のアクション	・ごみを出す量を把握しよう
	事業者のアクション	・情報の見える化をしよう
	市のアクション	・情報の見える化

（※）は重点課題として取り組む項目です。

３．具体的な取組の内容

アクション１　みんなで取り組む「ごみを減らして資源物を増やそう」運動

（1）ごみの減量化を図り、資源リサイクル率を上げる取組

市民のアクション

・4Rに取り組もう（※１）

▼Ｒｅｆｕｓｅ（リフューズ）・・・断る

マイグッズを持ち歩こう。

マイバッグ・マイ箸・マイボトル（水筒）・マイストローなど、自分専用のものを持ち歩けば、余分なものを断ることができ、ごみの減量になります。

【マイボトル（水筒）を使うと環境にいい】

ビンや缶、ペットボトルなどを消費しないことで、原材料の節約にもつながります。まずは、１日１本でもマイボトル（水筒）に変えてみることからはじめましょう。

▼Ｒｅｕｓｅ（リユース）・・・再使用する

もったいない、捨てる前にもう一度考えよう。

まだ使えるものをごみとして出していませんか？
捨てる前にもう一度確認してみましょう。
自分にとっては不要なものかもしれませんが、誰かが必要とするかもしれません。他人への譲渡や古物店への持ち込み、フリマアプリの利用など捨てる以外の方法も考えてみましょう。

【身近なリユース事例】

近年、屋外での屋台や食べ物を提供するイベントにおいて、使い捨て食器からリユースできる食器を使うことが増えてきています。

ＶＦ甲府では、ホームスタジアムにてエコスタジアムプロジェクトに取り組んでおり、２００４年から２０２０年までの間、約９９万個が使用されています。

▼Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース）・・・少なくする

ものを大切に、できる限りごみを出さないようにしよう。

洗剤やシャンプーなどは詰め替え用を選んで、ごみを減らすことも大切です。また、ティッシュペーパーをふきんの代わりに使わないようにするだけでもごみは減らせます。

【レジ袋の削減】

２０２０年７月から、全国でレジ袋有料化の義務付けがスタートしました。レジ袋は便利ではありますが、使い捨てされやすく、ごみになりやすいものです。リフューズの取り組みとともに、マイバックを利用してレジ袋を削減してみましょう。

【軽量化・薄肉化・小型化の取り組み】

近年、様々な商品の軽量化・薄肉化・小型化が図られていることをご存知ですか？

１９７５年のアルミ缶と現在のアルミ缶では重量が２６％も減量になっており、胴体だけではなく、蓋の口径を小さくして軽量化を図っています。

その他、牛乳びんにおいても超軽量びんが採用されている商品があり、１９９８年と現在を比較すると２５％も軽量化になっています。

消費者だけでなく、製造している企業も様々な取組を行い、ごみを出さない努力が行われています。

▼Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル）・・・再生利用する

限りある資源を大切に、きちんと分別しよう。

資源リサイクル品として排出できるものをきちんと分別するだけで、可燃ごみや不燃ごみとして排出されるごみの量を減らすことができます。分別を徹底し、ごみの量を減らしましょう。

【資源物の分別徹底をしよう】

可燃ごみや不燃ごみの中に資源物として出すべきものが含まれていないか確認しましょう。

特に、汚れていないほとんどの紙が、**資源物のミックス紙**として出すことができます。捨てる前に再確認して、ごみの量を減らしましょう。

◎資源物として排出できるもの

・新聞・チラシ・ミックス紙・雑誌・段ボール・ペットボトル・白色トレイ
・牛乳パック（紙製パック）
※汚れたものは燃えるごみへ

・缶（アルミ・スチール）・ビン
※汚れたものや食品の缶は燃えないごみへ

・廃油（食用）
※拠点リサイクル会場のみ

＜アクションプランＱ＆Ａ①＞

Ｑ．ミックス紙ってどんなもの？
Ａ．ミックス紙は、主に右のマークがついている紙類です。

（マークが付いていない下記の紙類もミックス紙で出すことができます）
・ティッシュの箱やお菓子の箱、贈答品の箱などの**箱類**
・包装紙や封筒、紙袋、ビールの紙パックなどの**商品を包んでいる紙類**
・トイレットペーパーの芯などの**紙製品**、下記の出せないもの以外の紙類は、ミックス紙として出すことができます。

（出せないもの）
紙おむつ、使用済ティッシュペーパー、匂いの付いた紙、シールやシールの台紙、油で汚れた紙、お酒のパック、臭いが付いているもの、不衛生なもの

※これらの出せないものは可燃ごみで出すようにしましょう。

＜アクションプランＱ＆Ａ②＞

Ｑ．段ボールとミックス紙の違いって？

Ａ．段ボールは、主に右のマークがついている段になっているものです。

段ボールの種類や画像など

種類	画像	説明
片面段ボール		１枚のライナーに、波形状に成形した中しん原紙を張り合わせたもの
両面段ボール	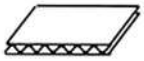	片面ダンボールの段頂に、ライナーを張り合わせたもの
複両面段ボール	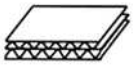	両面段ボールの片側に、片面ダンボールの段頂を張り合わせたもの
複々両面段ボール	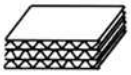	複両面段ボールの片側に、片面段ボールの段頂を張り合わせたもの

（出典：段ボールリサイクル協議会）

※よく間違えやすいのが段ボールとボール紙（ミックス紙）です。

段ボール
（よく見ると段があります）

ボール紙（ミックス紙）
（１枚の紙でできています）

小さい段ボールはボール紙（ミックス紙）との見分けが難しいですが、**触ってみるとざらざらしたり、よく見ると段ボールの特徴である、波目や段目があります**。

ミックス紙に段ボールを入れてしまうケースが見受けられますので、これらの見分け方を参考に、資源リサイクルへのご協力をお願いします。

≪参考≫

ミックス紙収集実績

ミックス紙は年々収集量が増加しています。市民一人ひとりがミックス紙のリサイクルに対する意識や、理解が進んだ結果と考えます。

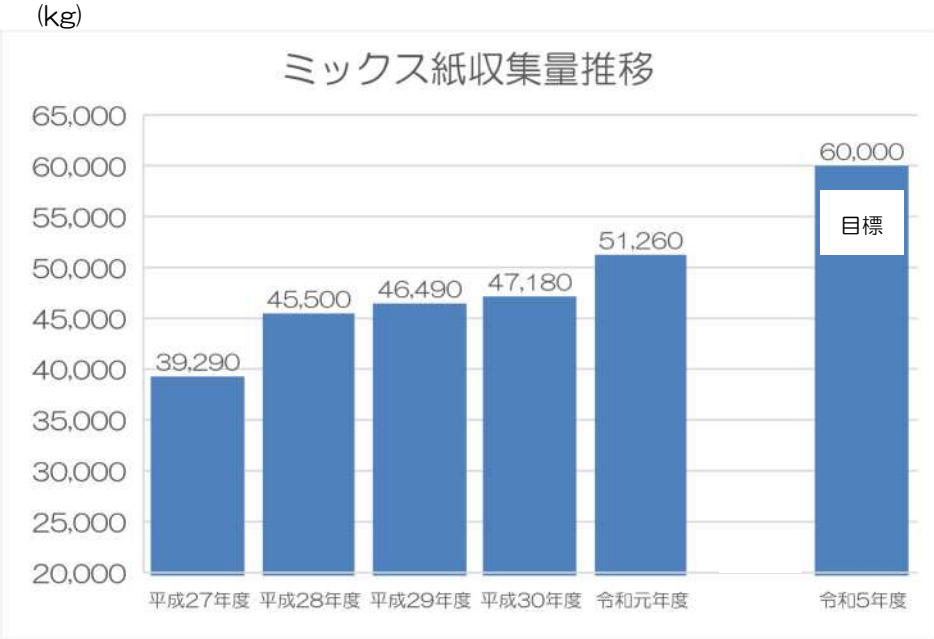

	合計(kg)	前年比(%)
平成 27 年度	39,290	101.92
平成 28 年度	45,500	115.81
平成 29 年度	46,490	102.18
平成 30 年度	47,180	101.48
令和元年度	51,260	108.65

ミックス紙の排出方法

①紙袋に入れる

ビニール袋・米袋不可
飛散防止のためのガムテープ留め、ホチキス留め可

②ひもで結ぶ

ビニール・麻・紙など、紐の素材は問いません。
ガムテープ不可

③包装紙で包む

紙袋やひもがない場合は、包装紙を利用して束ねてください。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのマスク等の捨て方

使用済みのマスクやティッシュなどのごみを捨てるときは、下記の「ごみの捨て方」に沿って、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗うこと」を心がけましょう。

ごみの捨て方

ごみ収集事業者への感謝を忘れずに

ごみ収集事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置づけられており、新型コロナウイルス感染症などに感染すると、事業の継続が困難になる可能性があります。

使用済みのマスクやティッシュを回収してくれる人がいることを忘れずに、一人ひとりが適切なごみの捨て方を心がけて、ごみ収集事業が継続できるようにしましょう。

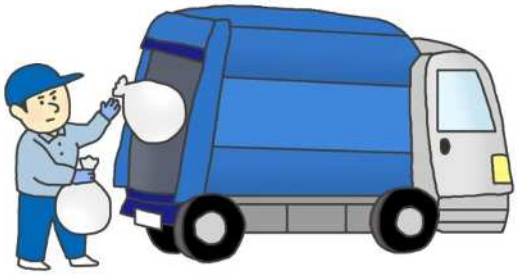

市のアクション

・新規ごみの分別マニュアルの作成及び全戸配布

ごみの分別をさらに適正に行うため、ごみの分別マニュアルの内容を刷新し、全戸に配布します。

・市民アンケートの実施

アンケートにより、ごみ行政に対する市民の声を直接確認し、問題点の把握や意識の向上などを図ります。

・エコバッグなどの啓発品の配布

ミックス紙回収用の袋をはじめ、エコバッグやマイ箸など、ごみの減量化や資源リサイクルに関する物品等を配布することにより、市民の意識啓発を図ります。

・市民・事業者への情報提供

ごみの分別方法や排出方法、ごみ収集事業者（市の許可業者）などについて、広く情報提供を行います。

また、市の広報やホームページへの情報掲載、地区や各種団体の総会などへの出前講座を充実し、情報の提供に努めます。

(2)適切な生ごみの処理方法や水切り具の配布などを行う取組

市民のアクション

・生ごみの捨て方を見直そう（※2）

生ごみのほとんどは水分であり、水分を切るだけでも、排出量を抑えることができます。

捨て方については、生ごみ処理容器等により堆肥化を行うことができる家庭と、可燃ごみとして出さなければ処理できない家庭とがあり、世帯の人数や年齢構成、居住環境によって変わるため、家庭に合った方法を実践し、減量を目指しましょう。

生ごみを捨てる時の４つの実践ポイント

① 水に濡らさない

調理中に出る生ごみは別の袋などに入れて濡らさないようにしましょう。

＜ポイント１＞

・野菜や果物のくず、へたや皮などは濡らさないで別の袋に入れましょう。
また、野菜や果物の皮を剥くときは最小限にしましょう（厚剥きしない）

② 水切りを徹底する

茶殻などは水気をしぼり、乾かす。

＜ポイント２＞

・水切り具を使ってギュッと絞る。
（市で配布する水切り具の他に、使わなくなった CD や DVD などでも水が切れます）

・手やビンの底などでシンクに押さえつけたりして水切りを徹底しましょう。
さらに、絞った後に三角コーナーに入れた状態で乾燥させると水切りの効果が増します。

③ 自家処理（堆肥化）をする

生ごみ処理機又は生ごみ処理容器を利用する。

④ 可燃ごみに出すときは・・・

生ごみは「ぎゅっと」最後にひと絞り。（＜ポイント２＞を実践しましょう。）

・生ごみ堆肥を利用してガーデニングにチャレンジしよう

生ごみは堆肥化することで、有機肥料としてリサイクルできます。堆肥を用いた家庭菜園は、資源リサイクルの一歩です。

自宅で生ごみを堆肥化して、家庭菜園やガーデニングに利用しましょう。

・イベントで発生した生ごみの水切りをしよう

地区のお祭りや会合等で出た生ごみも、しっかり水切りを行いましょう。

市のアクション

・水切りの周知及び水切り具の配布

職員が各地区や各種団体の集まりなどにおいて重要性を周知するとともに、家庭で使用できる水切り具の配布を行うなど、取組を推進します。

・生ごみ処理機等購入費補助金の交付

自家処理（堆肥化）を推進するため、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入者に対する購入費の一部補助を継続するとともに、制度の周知に努めます。

・市民への情報提供（再掲）

生ごみの処理方法や水切り方法について市の広報やホームページなどで情報提供し、意識改善を含めた啓発を定期的に行います。

＜アクションプランＱ＆Ａ③＞

Ｑ．どうして生ごみの減量化や水切りが必要なの？

Ａ．可燃ごみの約４０％が生ごみです。生ごみには約８０％の水分が含まれており、重量はもちろんのこと、可燃ごみを処理する際に様々な障害があります。

生ごみや水分が減ることで、可燃ごみの減量化を図ることができれば・・・

①収集運搬の走行効率が上がる、②可燃ごみの処理効率が上がる・・・など

その結果、ごみ処理に係る経費が削減されます。また、

①生ごみが腐敗しづらくなる、②ごみが軽くなる、③生ごみの水が垂れにくくなる・・・など

ごみステーションや市内の環境を衛生的に保つことができます。

ごみの減量化や水切りは、みんなで取り組むことが重要です。継続的に取り組むようにしましょう。

(3)食品ロスに対する取組

市民のアクション

・「冷蔵庫クリーンデー」を設けよう

冷蔵庫の奥に賞味期限、消費期限の切れた食品が入っていた経験がありませんか？

各家庭で冷蔵庫の中身をきちんと把握し、「冷蔵庫クリーンデー」を決めて冷蔵庫の中にあるものを使って食事を作るようにしましょう。

・「食べ切れる量」を作ろう

自宅で食事を作るときは、「食べ切れる量」を作りましょう。

家族の人数や「食べ切れる量」を考えながら献立をたて、腹八分目を目指して、楽しい食事にしましょう。

・「２０・１０運動」を実践しよう

宴会や食事会など飲食店で食事をするときは、

①食べきり宣言をしましょう。
②会の始まり２０分は、自分の席で料理を楽しみましょう。
③会の終わり１０分は、自分の席に戻って料理を楽しみましょう。
④食べきれない分は、他の方に譲りましょう。

特に宴会では、温かいものを温かいうちに食べないで手付かずのまま残してしまった経験がありませんか？ また、食事に行った際、量が多いものを頑張って食べようとして残してしまった経験がありませんか？

宴会などでは、参加している方全員で食事を楽しむ時間をつくりましょう。

また、食べきれない料理で持ち帰ることができるものは持ち帰り、持ち帰ることのできないものは食べることができる方に譲りましょう。予め量が多いと感じた際は、小盛のメニューを注文するようにしましょう。

・賞味期限と消費期限を理解しよう

食品は、必要な時に適切な量だけ購入するよう心掛け、賞味期限と消費期限の意味を理解して余計な買い物をしないようにしましょう。

・賞味期限・・・品質が変わらずにおいしく食べられる期限
・消費期限・・・安全に食べられる期限

市のアクション

・食品ロスの少ない使い切りレシピの周知

「消費生活研究会」や、「ＮＩＲＡＳＡＫＩのこりものあった会」などが作成した食品ロスの少ないレシピを各家庭のメニューに追加できるよう周知するとともに、食生活改善推進員や公民館活動などで、レシピに基づいた料理教室の開催を依頼します。

使い切りレシピの例

【おしくじり】　所要時間　約20分

・エネルギー/食塩相当量　234Kcal/1.6ｇ（１人分）

おしくじりとは？

別の料理を作ろうとして‘しくじった’ものが美味しく食べられたことが由来となって命名された山梨の郷土料理です。

★材料（４人分）

かぼちゃ・・・400ｇ
薄力粉・・・・100ｇ
だし汁・・・・200cc
砂糖・・・・・大さじ6杯
塩・・・・・・小さじ1杯
人参の皮、大根の皮、
ブロッコリーの茎・・・適宜

★作り方

1．かぼちゃは一口大に切り、だし汁を入れて中火で煮る。
2．人参の皮、大根の皮、ブロッコリーの茎を下ゆでして刻む。
3．かぼちゃに火が通ったら２を加え、砂糖、塩を入れて味をととのえる。
4．薄力粉を水で溶き、３にからめて仕上げる。

出典：韮崎市消費生活研究会　食品ロス削減レシピ集より

【にんじんの皮のサラダ】

材料
・にんじんの皮、塩、ほんだし

作り方
①にんじんの皮を千切りにして、塩少々とほんだし少々をもみこむ。
②しんなりしたら一度味を見て、塩とほんだしで調整する。
③最後にゴマを混ぜる。
・ごま油を絡めてもおいしい

出典：ＮＩＲＡＳＡＫＩのこりものあった会　使い切りレシピより

アクション
2

「事業系ごみをきちんと分別しよう」運動

(4)事業系ごみの減量化や家庭系ごみの混入を削減する取組

事業者のアクション

・事業系ごみの適正処理をしよう（※3）

事業に伴い発生するごみは、事業者の責任で処理を行わなければなりません。地区のごみステーションには出せませんので、個々に峡北広域環境衛生センターに搬入するか、ごみ収集事業者（市の許可業者）に委託し、適正に処理してください。

事業規模に関わらず、小規模な商店や農業、個人事業主であっても同様です。

・資源物の分別を徹底しよう

事業に伴い発生する資源物についても、事業者の責任で処理しなければなりません。小規模な商店や農業でも同様です。

現状、可燃ごみや不燃ごみとして排出しているごみの中にも、資源物として分別できるものがあります。

特に資源物として出せるミックス紙の多くが可燃ごみとして排出されている状況があります。分別して資源物として排出しましょう。

・減量計画を策定しよう

１日平均１００kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者については、ごみ減量計画を策定し、ごみの減量化やリサイクル率向上に努めましょう。

・事業所内教育を充実しよう

ごみの減量化やリサイクルに関する事項を経営方針等に掲げ、行動計画や取組方法などを定めて、事業所内教育に努めましょう。

・生ごみの減量をしよう

飲食店だけでなく、事務所から出る茶殻やコーヒー殻なども生ごみと同様に、水切りや乾燥させてから処分するようにしましょう。

・リサイクルの推進をしよう

トイレットペーパーやパンフレットなどの紙類は再生紙の使用に努めるとともに、事務用品などは再生品の使用を推進しましょう。

市のアクション

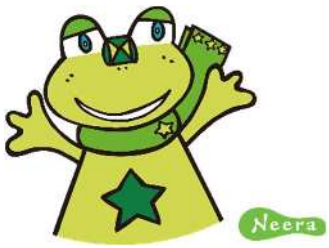

・「事業系ごみの分け方・出し方マニュアル」の作成及び配布

事業系ごみの適正な排出のため、「事業系ごみの分け方・出し方マニュアル」を作成し、配布します。

・市民・事業者への情報提供（再掲）

ごみの分別方法や排出方法、ごみ収集事業者（市の許可業者）などについて、広く情報提供を行います。

また、市の広報やホームページへの情報掲載、地区や各種団体の総会などへの出前講座を充実し、情報の提供に努めます。

・大量排出者への減量指導

大量排出事業者に対し、ごみ減量の計画策定を依頼するとともに、ごみ収集事業者（市の許可業者）を利用している事業所のうち、ごみの分別等が徹底されていない事業所については、職員による立入調査を実施します。

・関係部署及び関係団体との連携

関係部署や地域団体と情報交換を行うとともに、ごみの減量化やリサイクルに対する意識向上を図ります。

・事業系ごみの適正処理の指導

家庭系ごみへの事業系ごみの混入を防止する掲示を行うとともに、排出者への指導を行います。特に飲食店などから出る生ごみについては、水切りを含め適切な処理を指導します。

・市職員としての行動（意識改革）

庁舎から出るごみは、市職員しか出さないごみです。職員一人ひとりがごみの減量化や分別の意識をさらに向上させ、率先した取組を行います。

特に紙類のうち、ＯＡ古紙やミックス紙の適正な排出を徹底します。

また、昼食時の割りばしや白色トレイ、ペットボトルなどについても、マイ箸やマイボトルを持参する取組を周知し、ごみの減量化に取り組みます。

ごみステーションに事業系ごみは出せません！

事業系ごみをごみステーションに出す行為は、量に関係なく不適正排出と見なされます。

※　廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。
※　事業所から出る資源物も、ごみステーションなどへ持ち込むことはできません。

☆店舗兼住居の建物の場合はごみを別々に処理してください。

店舗・事務所などと住居が同一建物であっても、各々分別し適正に処理してください。

・住居（家庭系ごみ）→ごみステーションへ
・店舗・事業所など（事業系ごみ）→処理委託や自己搬入などの適正処理

＜アクションプランＱ＆Ａ④＞

Ｑ．そもそも事業系ごみって何？

Ａ．店舗・会社・工場・事業所・学校・官公庁など、事業活動から出るごみはすべて事業系ごみです。個人営業や農業などの小規模事業者のごみも事業系ごみとなります。

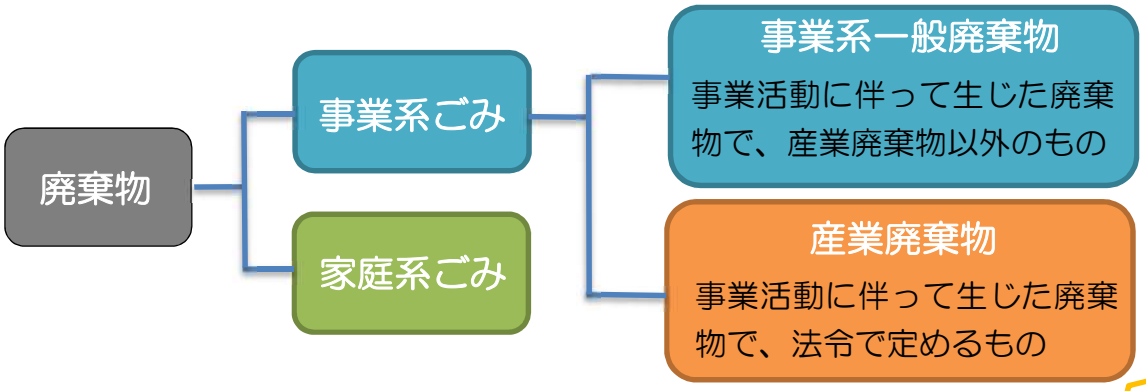

(5)イベントから出るごみの分別を行う取組

市民のアクション

・ごみの持ち帰りに協力しよう

イベントなどに参加した際のごみは持ち帰り、缶やペットボトル、プラスチック容器などは、資源物として分別しましょう。

・地区のお祭りなどでも資源物の分別をしよう

お祭りや集会だからといって缶やペットボトルを不燃ごみや可燃ごみにせず、分別して資源物回収に出すようにしましょう。

事業者のアクション

・「イベント分別マニュアル」を活用しよう

イベントの大小に関わらず参加者にごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、ごみを収集する場合はマニュアルに沿って、リサイクルの推進に協力しましょう。

市のアクション

・「イベント分別マニュアル」の活用

主催者に対し、マニュアルの活用方法を周知します。
また、市が主催するイベント開催時には、このマニュアルに沿ったリサイクルを行います。

・関係部署及び関係団体との連携（再掲）

関係部署や地域団体と情報交換を行うとともに、ごみの減量化や資源物の分別に対する意識向上を図ります。

アクション 3

ごみの処理方法や経費などの「見える化」の実践

(6)様々な「見える化」の取組

市民のアクション

・ごみを出す量を把握しよう

ごみを出す際に、どれだけの重量が自身の家から排出されているかを、ごみ・資源物収集日程表などに記載し、把握してみましょう。自身の減量化への取組が見えてきます。

事業者のアクション

・情報の見える化をしよう

ホームページなどを利用して、ごみの減量化やリサイクルにつながる事業の情報など、自社の取組を情報発信しましょう。

市のアクション

・情報の見える化

・ごみ処理の経費や資源物の収支などに係る経費の見える化
　定期的に経費をわかりやすく公表します。

・ごみの分別方法の充実した情報提供（見える化）
　「ごみの分別マニュアル」を刷新し全戸へ配布します。また、英語やポルトガル語、中国語で作成した分別マニュアルも引き続き配布し、分別意識の向上を図ります。

・ごみ処理施設の見学等環境教育の実施（見える化）
　可燃ごみや不燃ごみ、資源物の処理方法を広く周知するとともに、実際の処理工程を見学できる機会を増やします。

・転入者へごみの分別方法などを周知（見える化）
　市町村ごとに分別品目が異なるため、転入者に「ごみの分別マニュアル」を配布し、排出方法等を周知します。

第４章　今後の課題

１．ごみ袋の記名式導入及び価格の見直しの検討

ごみ減量化に向けた市民アンケートの結果を踏まえ、ごみ袋の記名式導入や価格の見直しについて調査、検討を行います。

２．プラスチック製品の回収、収集方法の再検討

国がプラスチック製品の一括回収について検討を始め、令和４年度以降の制度開始を目指しています。国の方針に沿った回収を行うことができる体制や、環境づくりを進めます。

現在は、地区リサイクル会場にて月１回、拠点リサイクル会場（市役所庁舎裏駐車場及び竜岡公民館グラウンド（竜岡スポーツ広場））にて毎週土曜日に拠点回収を行っていますが、利便性を考慮し、回収場所の増設や常設型回収場所の設置などを検討します。

３．ごみの減量化についてのさらなる周知方法の検討

現在、市の広報やホームページ、出前塾や各会議などにおいてごみの減量化や資源物の分別について啓発を行っていますが、感染症対策などの様々な状況から従来の方法で実施できない場合もあります。そのため、新たな取組として動画作成などによる周知方法を検討します。

第５章　ごみ減量アクションプランの進捗管理

進捗管理については、ＰＤＣＡサイクルに基づき実施します。

市民・事業者・市の三者で、ごみの減量化施策の進捗状況や実践の成果、他の減量方法などを点検・評価をします。

また、プランの見直しやアクションの優先順位の検討を行います。

＜評価の公表＞

定期的に収集量を公表するとともに、ごみの成分分析を調査し、その結果を公表します。

＜改善＞

評価に基づき、翌年度に取り組む重点項目を検討し、公表します。

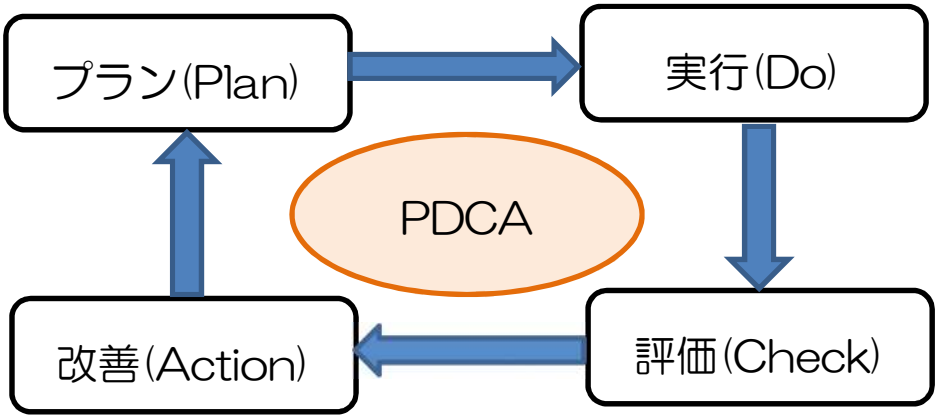

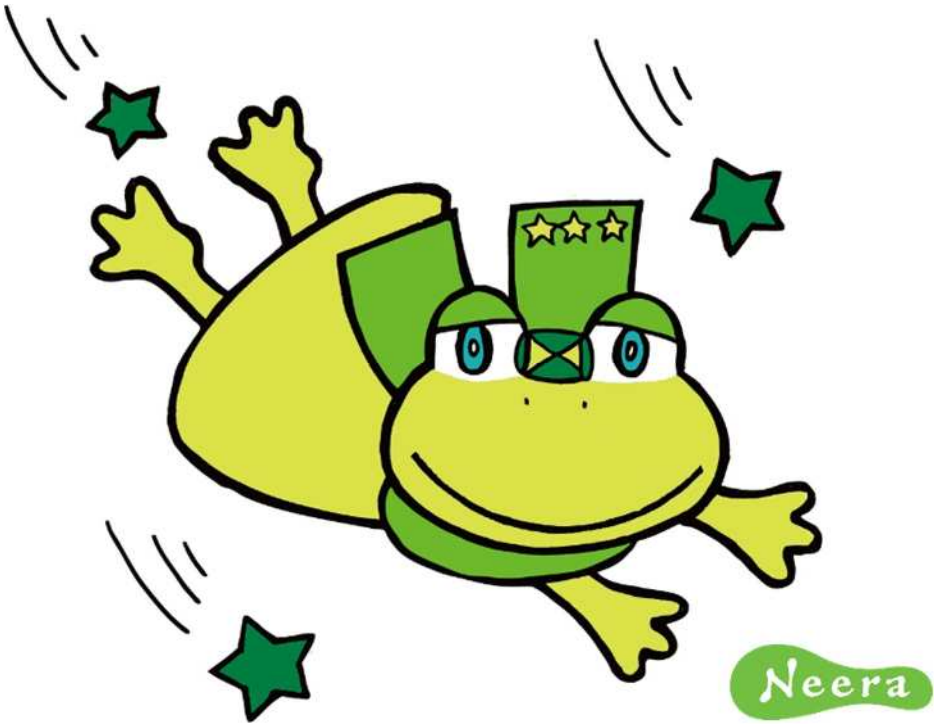

第２次ごみ減量アクションプラン
発行：令和３年３月
策定：韮崎市　市民生活課
〒407-8501
韮崎市水神一丁目３番１号
電話：0551-22-1111